

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

じどうぎゃくたい かんするがっこう つうこくぎむ りかい きょうりよく ねが
児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い

こ あんぜん さいゆうせん
～子どもたちの安全を最優先するために～

ひごろ よこはましりつがっこう きょういくかつどう りかい きょうりよく
日頃より、横浜市立学校の教育活動へご理解、ご協力をいただきまし
てありがとうございます。

さて、11月は児童虐待防止推進月間です。文部科学省によれば、児童
ぎゃくたい かん そうだんたいおうけんすう いぜん そうかけいこう とく こ せい
虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生
めい うば じゅうだい じけん あと た はっせい
命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。

ほうりつ がっこう じどうぎゃくたい そうきはっけん
法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、
じどうぎゃくたい おも . . . じあん はっせい ばあい こ あんぜん
そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために
しゅひぎむ ゆうせん すみ つうこく ぎむ さだ
「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係
きかんとく せきむ しめ しゃかいぜんたい こ ぎゃくたい まも さだ
機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定め
ています。保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校
の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者ががっこう れんけい こ
たちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

へいせい ねん がつ よこはましきょういくいいんかい
平成28年11月 横浜市教育委員会

じどうぎゃくたいぼうしとう かん ほうりつ
児童虐待防止等に関する法律

だい じょう じどうぎゃくたい そうきはっけんどりよくぎむ
第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

がっこう じどうふくしせつつ びやういん たじどう ふくし ぎょうむじょうかんけい だんたいおよ がっこう きょうしよくいん じどうふくししせつ
学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の
しよくいん いし ほけんし べんごし たじどう ふくし しよくむじょうかんけい もの じどうぎゃくたい はっけん たちば
職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ
ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

だい じょう じどうぎゃくたい かか
第6条 (児童虐待に係る通告義務)

じどうぎゃくたい う おも じどう はっけん もの すみ しちょうそん とどうふけん せつち ふくしじむ
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務
しよも じどうそうだんしょまた じどういん かい しちょうそん とどうふけん せつち ふくしじむしよも じどうそうだんじよ
所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に
つうこく
通告しなければならない